

認 定 書

国住参建第 3075 号
令和 4 年 3 月 11 日

美濃部建設有限会社
代表取締役 美濃部 柁乃 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

TFBR-214629

2. 認定をした構造方法等の名称

鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部

3. 認定をした構造方法等の内容

下記及び別添の「1. 品質管理体制」による。

(1) 鉄骨製作工場の名称及び所在地

- ①名称 美濃部建設有限会社
- ②所在地 神奈川県厚木市三田 2462

(2) 適用範囲

- ① 建築鉄骨溶接構造の 5 階以下の建築物（延べ面積 3,000 m²以内、高さ 20m 以下）とする。
- ② 400N 及び 490N 級炭素鋼で板厚 25 mm 以下の鋼材とする。ただし、開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚は、別添の「2. 開先加工を施さない通しダイアフラム、ベースプレート及びノンダイアフラム形式柱梁接合部の厚肉パネルの鋼種及び板厚」による。
- ③ 作業条件は下向及び横向姿勢とし、溶接技能者の資格は、SA-3F 及び SA-3H 又は A-3F 及び A-3H とする。なお、横向姿勢による完全溶込み溶接部の超音波探傷検査は全数とする。
- ④ 鋼種と溶接材料の組み合わせによる入熱及びパス間温度の管理値は、別添の「3. 入熱・パス間温度」による。

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。